## 障がい者通所費助成について

### 令和5年4月から助成制度 開始!!

障がいのある人の社会参加の促進を図るため、障がい福祉サービス事業所などの施設に通 所する費用について、助成します。

#### 1. 助成対象者

- ・稲美町内在住者で、稲美町の障がい福祉サービスを受けている人
- ・生活介護事業所、就労継続支援事業所などに通所している人
- ・公共交通機関の定期券を購入して通所している人、または施設が月あたりの料金を定めて行う送迎を利用している人
- ・他の法令等などによる通所費用の助成対象でない人

#### 2. 対象経費及び助成割合

#### 《対象経費》

- ・公共交通機関の定期券購入費用
- ・施設が月あたりの料金を定めて行う送迎利用料金

・施設が月あたりの料金を定めて行う送迎利用料金

#### 《助成割合》

# **対象経費**助成割合 購入費用の2分の1 (月額1万円が上限)

#### 3. 申請までの流れ

・電車の定期券

・バスの定期券

令和5年

4月~

申請には定期券のコピーまたは施設送迎利用料を支払ったことがわかるものが必要です。4月から3月までの1年度分を年度末まで保管してください。

(例:4月から12月まで毎月1ヶ月定期を購入し続けた場合、9枚のコピーが必要になります。)



令和6年 2月中旬

通所されている施設宛に申請書及び案内を送付します。



令和 6 年 3 月~

#### 4月から3月までの1年度分の申請を令和6年3月にまとめて受け付けます。

施設から申請書を受け取り、以下のものを持って地域福祉課障がい福祉係 に申請してください。

- ・定期券のコピーまたは施設へ送迎利用料金を支払ったことがわかるもの
- ・本人名義の口座通帳

#### 4. 注意点

- ・定期券購入時の領収書での申請はできません。(定期券発行証明は可)
- ・プリペイド(チャージ)や回数券は助成対象となりません。
- ・通所日が0日の月は、助成対象となりません。
- ・3月分定期券の申請について 利用開始日が3月16日以前か3月17日以後かで申請する年度が変わります。

#### <例>

# 定期券

土 山 ⇔ 加古川
3.16 - 4.15
¥0,000 イナミ タロウ様



申請してください。

※利用開始日が3月16日以前の定期券を 購入予定の方は、購入後に申請してく ださい。

#### 定期券

土 山 ⇔ 加古川
3.17 - 4.16
¥0,000 1ナミ タロウ様



翌年度に申請してください。

#### <問い合わせ先>

稲美町地域福祉課障がい福祉係

TEL 079-492-9136

FAX 079-492-8030